

7. 「国際課税」を知らう

1 国際課税制度について

国際課税制度は、国際的に活動する企業・個人の課税関係を調整する仕組みです。国際的にルールを統一化・明確化しておくことが経済活動や行政にとって重要ですので、日本の国際課税制度は国際的な議論も踏まえて設計しています。

主な国際的取組みに、「**BEPS** (Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) プロジェクト」があります。これは、多国籍企業による国際的な課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるために、日本も参加してOECDが中心となって進めたもので、平成27年(2015年)10月に主要国間で合意し、今や140以上の国・地域が参加する一大プロジェクトです。

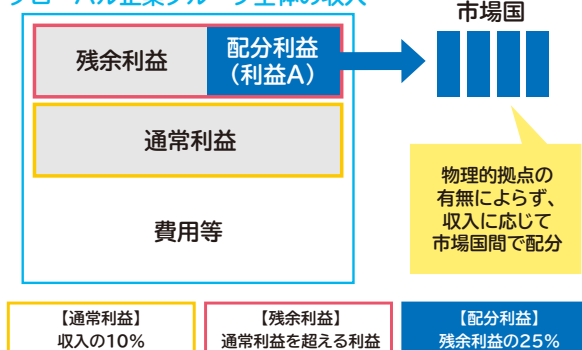
最近の我が国の主な取組みとして、令和3年(2021年)10月にOECD・G20の「BEPS包摂的枠組み」において合意された2本の柱のうち、第2の柱である「グローバル・ミニマム課税」の導入を行いました。第1の柱である「市場国への新たな課税権の配分」については、現在、多数国間条約の策定に向けた議論が行われています。

経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意の概要(2021年10月)

第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)

売上高200億ユーロ超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループを対象として、通常利益(収入の10%)を超える残余利益の25%を市場国に配分

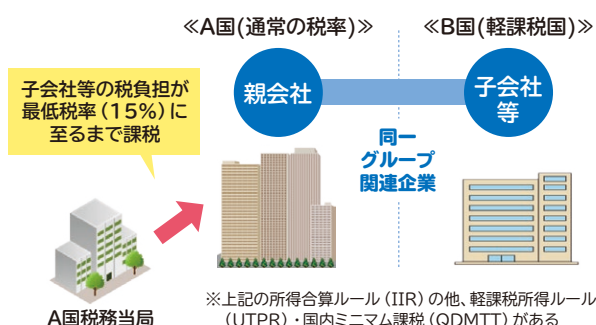
グローバル企業グループ全体の収入



第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象として、一定の適用除外を除く所得について、各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み

所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)



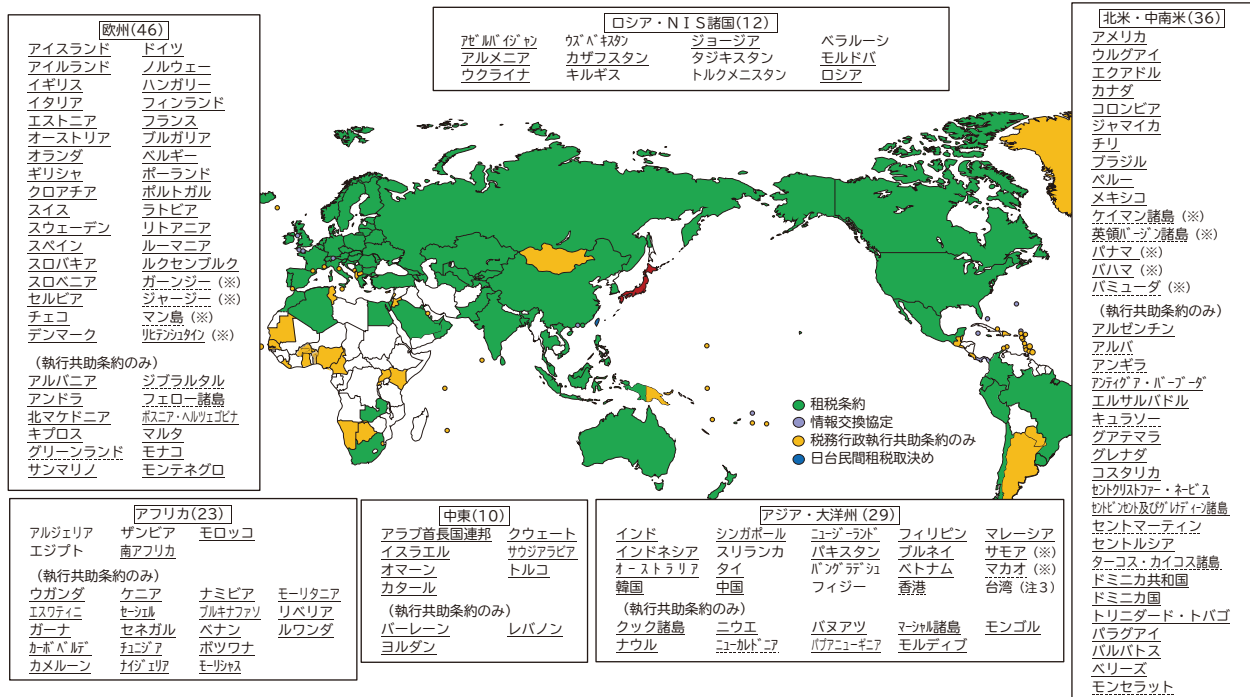
2 租税条約について

日本は、二重課税の除去等を通じた二国間の健全な投資・経済交流の促進を図ることを目的として、各国との間で租税条約を結んでいます。租税条約では、国際的な租税回避や徴収回避に対抗することを目的として、情報交換や徴収共助といった税務当局間の協力のための枠組みも規定されています。

令和7年（2025年）7月1日時点で、日本は87の租税条約等を156か国・地域との間で適用しています。

日本の租税条約ネットワーク

《87条約等、156か国・地域適用／2025年7月1日現在》（注1）（注2）



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：74本、81か国・地域

・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする条約）：11本、11か国・地域（図中、(※)で表示）

・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて126か国（図中、国名に下線）。適用拡張により144か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は63か国・地域。

・日台民間租税取決め：1本、1地域

(注3) 台湾については、公益財団法人日台交流協会（日本側）と重慶関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。